

令和 8 年 6 月 24 日

魚沼市議会議長 志 田 貢 様

福祉文教委員会
委員長 星 直 樹

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 6 月 24 日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、新ごみ処理施設整備について、学校給食調理業務等の民間委託について及び小中学校再編方針（案）に係る保護者・地域向け説明会について執行部から説明を受け質疑を行った。また、市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて協議した。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、クマ対策事業について、令和 8 年度国民健康保険税の納税通知書について、魚沼市第 7 期障がい者計画・第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画の策定について、魚沼市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画の策定について、物価高騰に伴う低所得世帯等への支援について、広神東小学校運動会における駐車車両損傷と今後の対応について及び伊米ヶ崎公民館の運営について、執行部から説明を受け質疑を行った。
また、今後の委員会の視察等について協議した。
3 常任委員会行政視察について、委員長から事務連絡があった。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第1号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」に係る意見書の採択を求める請願書
- (2) 請願第2号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書採択の請願書
- (3) 議案第62号 魚沼市市民会館条例の一部改正について

2 調査事件

(4) 所管事務調査

- (1) 新ごみ処理施設整備について
 - (2) 学校給食調理業務等の民間委託について
 - (3) 小中学校再編方針(案)に係る保護者・地域向け説明会について
 - (4) 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて
- (5) 閉会中の所管事務等の調査について
- (6) その他
- ①クマ対策事業について
 - ②その他

3 日 時 令和8年6月24日 午前10時

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 磯部竜太郎、古田島丞、佐藤卓摩、星 直樹、大平恭児、渡辺一美
(志田 貢議長)

6 欠席委員 なし

7 参 考 人 新潟県教職員組合魚沼支部書記長 勝又啓太

8 紹介議員 高野甲子雄

9 説 明 員 内田市長、樋口教育長、戸田市民福祉部長、吉澤教育委員会事務局長、茂野市民福祉部副部長、関生活環境課長、大羽賀学校教育課長、坂大生涯学習課長、志田新ごみ処理施設整備室長

10 書 記 坂大議会事務局長、関間議事調整係長

11 経 過

開 会 (10 : 00)

星委員長 定足数に達していますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 請願第1号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」に係る意見書の採択を求める請願書

星委員長 日程第1、請願第1号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」に係る意見書の採択を求める請願書を議題とします。

請願者から、魚沼市議会委員会における請願者又は陳情者の趣旨説明に関する要綱第3条及び第4条の規定により、事前に趣旨説明申出書が提出されていますので、当委員会として趣旨説明を認めることとしてよろしいか、お諮りいたします。本請願を審議するに当たり請願者から意見を聞くことについて御異議ありませんか。(異議なし) 異議がありませんので、請願者の趣旨説明を認めます。請願者であります、新潟県教職員組合魚沼支部書記長、勝又啓太様は、指定の席にお着きください。なお、念のため申し上げますが、請願者は委員長の許可を得て発言し、委員は請願者に対し請願等の内容及び趣旨説明に関する質疑をすることができますが、請願者は委員に対して質疑をすることができないことになっていますので、御了承願います。また、発言の内容は簡潔にするものとし、請願の趣旨説明であるため、この請願の範囲を超えることはできませんので御了承願います。

それでは、請願者であります新潟県教職員組合魚沼支部書記長、勝又啓太様に趣旨説明を求めます。

勝又参考人 新潟県教職員組合魚沼支部書記長の勝又啓太です。このたびの30人以下学級の実現、教職員定数の改善、働き方改革に係る意見書の採択を求める請願について説明させていただきます。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題がいまだ山積しています。2021年の法改正により小学校の学級編制標準は35人に引き下げられ、中学校では今年度から段階的に引き下げられることになりましたが、きめ細かい教育活動を進めるために30人以下学級の実現が必要です。魚沼市立学校の中にも人数が30人を超える学級が複数あります。中には、特別支援学級在籍児童を学級の人数に含めないために40人を超えているような実態もございます。例えばですが、学年の人数が66人の学年があったときに、現行の基準ですと33人のクラスが2クラスとなりますが、30人以下学級が実現されれば22人のクラスが3クラスとすることができます。そうすることで、より一人一人子どもたちに向き合った教育が行われるとも考えます。きめ細かい教育活動を進めるためには、更なる学級編制基準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

次に、働き方改革についてです。昨年度の給特法改正により、今年度4月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画により進められます。この計画が教員と子どもたちのためのより実効性の伴ったものとなるために、学校教師が担う業務に係る3分類にかかわらず、業務の外部移行、委託の推進やスタッフ職の拡充を進めるために、国、自治体での財政措置が不可欠だと考えます。

子どもや保護者、地域と向き合うためにも、生徒指導や教科専科など加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数の改善が必要だと考えます。こうした関係から、関係機関への意見書提出をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

星委員長　これから請願者である新潟県教職員組合魚沼支部書記長、勝又啓太様に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員　今ほど35人以下学級になっても40人近いクラスが魚沼市でもできているというのは、私も承知しております。新潟県としてそれを解消するような手当てみたいなものというのは、全くこしらえるというか、制度的には難しいのでしょうか。この制度を活用しない限りは。

勝又参考人　まず、新潟県では国の基準よりも小学校1・2年生の編制基準が1クラス32人ということで、国よりも上回っての編制基準としているところもあるんですが、3年生よりも上に関してはそこが進んでおらず、また教育委員会ともこちらの困り感等を伝えているところではあるのですが、今のところまだ県としての具体的な動きはつかめていないところでありまして、請願を通してでも働きかけをしているところです。

渡辺委員　県の財政もそれほど豊かではないですので、ぜひ国のほうが率先していただければ40人近いようなクラスが解消されると思います。また、2番目の学校の働き方改革に対する業務委託の件ですけれども、今現在というのはある程度そういったことが進んでいる学校とかというのはありますか。また、魚沼市の中ではそういうところはあるですか。

勝又参考人　魚沼市内に限らずお話をさせていただくと、例えば10年前に比べればICT化に伴ってそういったICTの支援員であったり、あと例えば学校のワックスがけの業務を外部に委託したり、これはもう魚沼市の中でもそういう学校や取組があると聞いています。徐々にはそういう業務委託が進んでいる部分がありますし、プールの老朽化に伴って市の施設を使うといった、そういうような取組が進んできている部分もありますが、自治体間に差があったり、なかなか現場のニーズに沿わないような実態もあるので、どんどん業務委託を進めていけるように様々なところからお力をいただきたいというところです。

大平委員　2点聞きたいんですけども、1点目は多分前回も聞いたような気がするんですけど、全国で同様に請願とか陳情を出していると思うんですが、県内や全国での採択状況が分かりましたら教えていただきたいと思います。分からなかったら、かいつまんで概略でも結構ですので状況を教えてください。

勝又参考人　お答えします。全国での請願の採択割合、ちょっと私が今情報を持ち合わせていないんですが、県内で言いますと、昨年度ですと30市町村あるうちの大体7割ほどは採択になっていますが、ちょっと細かい話ですが、30人以下学級、教職員定数の改善、働き方改革は賛同できても、国庫2分の1復元のほうは賛同できないということで、そういう部分で採択になったり一部採択だったり、そういうようなことがあります。

大平委員　もう1点ですが、こういうのを毎年あげていますよね。ほかの教職員組合としては、多分こういう請願活動のほかにもかなり活動や運動をやっていると思います。国の、特に文科省の姿勢というか考え方というんでしょうか、現場の声を繰り返し上げてどういう反応を示して、どういう対策、対応をしようとしているのか、つかんでいましたら教えていただきたいと思います。また、つかんでいなかったらぜひ、これは運動としてやっていращやと思うので、全国の流れがどうなのか、そして国の姿勢とか考え方が今まで

こうあってこう変化したとか、状況が分かるようなものが示されればいいなと思うんですけど、そこについて御意見ありましたら教えてください。

勝又参考人 国の動きですと、一つは給特法の改正に伴った、先ほどもお話しした業務量管理・健康確保措置実施計画によってこれまで私たちが求めてきた、例えばスクールサポートスタッフの拡充であったり、学校の外部でやるべき業務のそういったところが明確に明文化されて計画として表されたところというのは、まず国の動きの中での私たちにとっての成果だと考えています。それから、昨年度は文科省の概算要求というもののの中で、養護教諭の全校配置というものがあがったんですが、結局それは最終的には叶いませんでした。でも、文科省としても少数職種の拡充も考えの一つにはあるというところは感じ取れたところであります。

毎年繰り返し訴えているところで、なかなか改善に結びつかないところもあるんですけど、細かいところで見るとそういったところがありますし、今回の業務量管理・健康確保措置実施計画が各教育委員会の策定公表が結びつけられたところはこれらの成果だと捉えております。

古田島委員 長野県は30人以下学級ではなく30人規模学級という、教員を増員して30人程度になるように行っているということですが、新潟県内で30人以下学級、30人規模学級のところはあるのでしょうか。

勝又参考人 私が知る限り、新潟県ではないと思います。

磯部委員 30人学級になったときに先生の働き方にメリットがあるというのはかなり共感をしておるんですけども、現時点でやはり教員の成り手が不足しているという課題があると思っていますが、その現実的なところについて少し教えていただいてもよろしいですか。

勝又参考人 おっしゃるとおり、毎年教員採用試験の倍率が低下しておりますし、教員は大変だというその認識が成り手不足に関わっているところも一因であると思います。県の教育委員会も採用者数を確保するためにいろいろな取組をしていると思うんですが、私たちも教員というのは素晴らしい仕事だと、何ものにも代えられないやりがいのある大切な仕事なのだと伝えていきたいです。そのためには、やっぱり私たちの、新潟県の教職員が置かれている今の労働環境を少しでもよくしていかなければいけないと思っております。どこの学校も人が足りているということは皆無です。何かの事情で1人職員が休めば、自分の空いている時間をそこに充ててクラスを見たりですとか、産休・育休でも代替えがなかなか見つからないですとか、本当に苦慮しているところです。そういうところも改善をして、教員の仕事がとても魅力ある仕事だということを教職員組合としてもつくっていきながら、教員になる方を増やしていかなければならないと思います。

磯部委員 今のお話を伺って、35人学級から30人学級に移行させていくことが、どちらかというと教員の採用環境を改善するという形で受け止めてもよろしいのでしょうか。

勝又参考人 それで一定の効果があると思っております。

星委員長 ほかにいかがでしょうか。(なし) 質疑なしと認めます。これで請願者に対する質疑を終結します。新潟県教職員組合魚沼支部書記長、勝又啓太様、傍聴席にお戻りください。以上で、請願者の趣旨説明を終わります。

紹介議員から補足説明はありませんか。(なし)

星委員長　次に、これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）
質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結いたします。

続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。質疑はありませんか。

渡辺委員　先ほど、魚沼市では業務委託をかなりしてもらっているということが分かりました。かなりなのか、少ないのか、その辺は分かりませんが、現在魚沼市が義務教育の中で業務委託しているところは全て市の単費なのか、それとも県等からの補助があるのか、その辺りお聞かせください。

吉澤教育委員会事務局長　スクールサポートスタッフ、通称ＳＳＳと言ったりしますが、そちらについては補助が入っておりますけれども、その基準を超える分については市の単費でありますし、それ以外の市職員については市の負担であります。人的な配置に関する委託ということについては、ちょっと今思いつきませんが、仮にその一部が委託に当たるとしてもそこは単費になるということだと思います。

渡辺委員　それから、魚沼市は皆さん努力してはいただいているんだけれども、教職員の皆さん方、あるいは校長会からの要望が上がっているんだけれども、なかなか応えられないような業務委託ですとか、あるいはサポートみたいなものというのは今現在何かございますか。

樋口教育長　特別支援教育関係の支援員、それから不登校関係の支援員等々について、市独自で会計年度任用職員ですけれども雇用しながら必要に応じた活動を各現場に配置をしています。近隣の市町村に比べて、数的には充実をしていると思っています。そこについては、要求というよりは現場からは感謝をされていると思っています。

渡辺委員　そうしますと、現場から上がってきている声には、単費であろうととにかく魚沼市としてはできるだけ応えていく姿勢で今頑張っていると伺ったと思ってよろしいですか。

樋口教育長　現場の声も聞きながら、要望に応えるように努めているところです。

渡辺委員　業務委託的なところがこれからもしも現場から上がってくるとして、魚沼市としてその辺りの財政支援というのは可能なのか。それとも、こういった要望が今上がってきておりますので、市としても国あるいは県にそこに対する手当てを要望していくような考えでいらっしゃるのか、その辺りをお聞かせください。

樋口教育長　すみません、もう一度いいですか。

渡辺委員　今ほど、この働き方改革をしていく中で、ここの中には３分類にかかわらず業務の外部移行ですとか委託を行うために国による自治体の財政措置が不可欠だと書かれています。そういう意味では、今後現場からそういった声が上がってくるかもしれないと思っています。そのときに、財政措置が当然あればいいわけですので、市としてもその財政措置について要望していく。また、財政措置がなかったとしても、魚沼市としてはそれに応えていこうと思われているのか。その辺り、答えられる範囲で結構ですけれど教えていただけたらと思います。

樋口教育長　まず、外部委託等についてですけれども、より高度な専門性が要求される、例えば今魚沼市で外部にお願いをしているのはＩＣＴ支援員という形で各学校に回って授業支援というようなことを目指しています。また、財政措置、県や国に対してですけれども、ここはやはり必要な部分ですので、教職員の定数改善も含め県の都市教育長協議会等でも

常に要求事項として県や国にお願いをしているところであります。今後も、やはりちゃんと財政支援ということについては要望を続けていく必要があると考えています。

渡辺委員　今、自治体への財政措置というか、そういった外部委託のところには、全く県費、それから国費は入っていないのでしょうか。

樋口教育長　学校教育法の施行規則等も改正されて、いろんな職種、業務の皆さんを学校に配置することができるとなっています。中身的には、医療的ケアを行う看護職員からスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等々の本当にたくさんの職種になってきていますけれども、全てについて国や県が財政措置をしているわけではなくて、限られた部分について今は入ってきていると思います。例えば、先ほど事務局長が言いましたＳＳＳというスクールサポートスタッフですけれども、学校業務支援員という形ですが、コロナ禍当初で消毒作業等が大変だという時期には、全ての学校に県費で６時間配置されていたんですけれども、収まるにつれて今は３時間分しか国は出さないんです。それではなかなか業務が回らないので、不足分は市のお金でやっています。ですので、全部入っている分もあるし、部分もあるし、職種によって様々ですけれども十分とは言えないと思います。

星委員長　ほかにいかがでしょうか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

本件につきまして、討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから、請願第１号「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」に係る意見書の採択を求める請願書についてを採決いたします。お諮りします。本件は採択することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、請願第１号は採択すべきものと決定されました。

本請願を採択しましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議します。015_請願【採択の場合】30人以下学級意見書(案)を御覧ください。それでは、議会事務局長から朗読させます。

坂大議会事務局長　(資料「請願【採択の場合】30人以下学級意見書(案)」により朗読)

星委員長　お諮りします。ただいま朗読のあった意見書で御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときには委員長が提出者となり、委員会で発議することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定されました。

(2) 請願第２号　義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書採択の請願書

星委員長　日程第２、請願第２号　義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書採択の請願書を議題とします。

請願者から、魚沼市議会委員会における請願者又は陳情者の趣旨説明に関する要綱第３条及び第４条の規定により、事前に趣旨説明申出書が提出されていますので、当委員会として趣旨説明を認めることとしてよろしいか、お諮りいたします。本請願を審議するにあたり請願者から意見を聞くことについて御異議ありませんか。(異議なし) 異議がありませんので、請願者の趣旨説明を認めます。請願者であります、新潟県教職員組合魚沼支部書

記長、勝又啓太様は、指定の席にお着きください。

それでは、請願者であります新潟県教職員組合魚沼支部書記長、勝又啓太様に趣旨説明を求めます。

勝又参考人　新潟県教職員組合魚沼支部書記長の勝又です。義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求めるための意見書採択の請願について説明させていただきます。

30人以下学級の実現や働き方改革を進めていくためには、財源が必要です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下に国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。それにより自治体の負担が増え、必要な施策を行うことが困難になっています。必要とされる施策を行うためにも、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求めます。義務教育費国庫負担制度の負担率が 2 分の 1 に復元されれば、自治体財政に左右されにくい形で教職員配置や教育条件を安定させやすくなると考えています。そして、教育の機会均等と教育水準の維持向上、少人数学級や教職員の多忙化解消など、様々なメリットがあると考えています。子どもたちが全国どこにいても一定水準の教育が保障されるように、教育予算として確実に財源を確保していただきたいと思います。こうした観点から、国の関係機関への本請願の意見書提出をお願いいたします。以上、請願します。

星委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

磯部委員　昨年、こちらの請願を自治体に出されたときに否決とした自治体ですとか、一部採択となった自治体があるとおっしゃったかと思うんですけども、理由について教えていただいてもよろしいでしょうか。

勝又参考人　私が把握しているところだと、30人以下学級の実現についても、市や町の実態として子どもの人数がすごく減っているというところで、30人以下学級となってもあまりメリットがないという、そういうところがありました。以上です。

磯部委員　ネガティブな御意見というか、そういったところはなかったんでしょうか。

勝又参考人　ネガティブな意見はなかったのですが、やっぱりその実態に照らし合わせたときに請願につながらなかったところがありました。

渡辺委員　この国庫負担が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられて、新潟県内でもかなり教職員の数を抑制してきた時代があると思うんです。それで、担任なども講師というか正規の職員でない方が持っていた時代が長く続いていたと思っております。子どもの数も減ってきています。かなりその辺りは改善されたと思っているんですけども、今現在新潟県内で講師とかの資格で担任、あるいは教職員として教壇に立っているような方というのはある程度いらっしゃるんでしょうか。

勝又参考人　学校規模によりますが、多くはないですが一定数いると捉えています。

渡辺委員　できれば、そういった方たちも全て正規採用というんでしょうか、そうしていただいて義務教育に当たっていただきたいと思っているんですけども、2 分の 1 に引き上げることによってそういったことも改善される要望だと受け止めてよろしいですか。

勝又参考人　2 分の 1 復元でそういうところが改善する部分もあるとは思いますが。教職員組合としては、講師の立場の方の待遇改善、例えば休暇権に関する部分であったり、賃金面に関する部分であったりするところも権利要求してきていますし、改善してきている部分があるので、そういうところにはある程度の予算配当があって実現すると思います。私たちが求めているところで、結局予算が足りなくてなかなか実現しないというところがある

ので、そういう部分でも国の持ち分が今よりも増えることが様々な条件の改善につながるのではと考えています。

渡辺委員 分かるかどうか分からないんですけど、これが3分の1から2分の1に復元すると、どの程度県として予算が増えるのかというのは試算していらっしゃいますか。

勝又参考人 申し訳ありません、具体的な数字としては持ち合わせていませんが、今だと3分の1、3分の1、3分の1だと思うんです。国と県と自治体で。でも、それが国が半分になれば4分の1ずつということで負担率は減るのかなと思っております。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで請願者に対する質疑を終結します。新潟県教職員組合魚沼支部書記長、勝又啓太様、傍聴席にお戻りください。

委員会を代表してお礼を申し上げます。請願2件について丁寧な説明をいただき、心から感謝いたします。本委員会としては、御意見を今後の委員会調査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。以上で、請願者の趣旨説明を終わります。

紹介議員から補足説明はありませんか。(なし)

これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結いたします。

続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。

渡辺委員 今ほど、3分の1が国の負担になったことによって県と魚沼市も3分の1ずつになると参考人の方からお聞かせしていただきました。私の認識では、義務教育の教員は県の採用で、市が持っていない。そのほかの教育費のところについては3分の1かもしれませんが、その辺どのようになっているか、お聞かせください。

吉澤教育委員会事務局長 教職員の先生方については県費職員でありますので、その部分は県費であります。

すみません、義務教育費国庫負担というのがどこまでなのか、私が今把握をしていない部分もあるんですけども、少なくとも県費の先生方は県費、先ほど申し上げたそれ以外の市費単独でつけている職員については市費ということで、給与の出るところとしては市の学校については明確に分かれているというところであります。

渡辺委員 そうしますと、サポーターですとか、そういった方たちはある程度は県のほうからも補助をいただいていると先ほど聞かせていただいています。そこには国からの補助というのは一切なく、県からの補助だけになるのでしょうか。

樋口教育長 先ほどお話ししましたように、いろんな職種によって様々な状態と認識しています。スクールサポートスタッフは国、県、市、3分の1ですし、スクールカウンセラー等については県で採用して各市町村立学校に配置をしています。勤務時間も少ないんですけども、1週間に1回とか2回で順番に回ってくるような感じで、そういうスクールカウンセラーについては市で負担をしていないので県と国でしています。種類によってそれが様々だと認識しています。

渡辺委員 先ほど事務局長もこの教育費国庫負担がどの部分までかというのはちょっと分からないということだったんですけども、請願の内容を見ますと恐らく教職員の給与費等が大きなところを占めているのではないかと推察します。それで、これが2分の1に復元

されることによって、魚沼市としては新たに県からいろいろな支援が、県が浮いた財源を教育予算としてまたいただけたらとか、そういったメリットをどのように考えておるのか、聞かせていただけたらと思います。

樋口教育長 教育環境を充実していくときには、人的な配置も含め様々な財政的な措置が伴ってくるものがほとんどですので、県の財政として負担が軽くなるということはほかのいろんなところについての予算配分も可能になると思っていますので、そこは期待したいところです。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

本件につきまして、討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから、請願第2号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書採択の請願書についてを採決します。お諮りします。本件は採択することに御異議ありませんか。

(異議なし) 異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択すべきものと決定されました。

本請願を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について、協議します。025_請願【採択の場合】義務教育費国庫負担制度意見書(案)を御覧ください。

それでは、議会事務局長から朗読させます。

坂大議会事務局長 (資料「請願【採択の場合】義務教育費国庫負担制度意見書(案)」により朗読)

星委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書で御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときには委員長が提出者となり、委員会で発議することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定されました。

(3) 議案第62号 魚沼市市民会館条例の一部改正について

星委員長 日程第3、議案第62号 魚沼市市民会館条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございません。

星委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第62号 魚沼市市民会館条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第62号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これで、本委員会に付託されました議案については以上となります。

(4) 所管事務調査

(1) 新ごみ処理施設整備について

星委員長 日程第4、所管事務調査についてを議題といたします。(1)新ごみ処理施設整備についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部長 それでは、新ごみ処理施設整備について、3点報告いたします。資料はございません。

まず1点目です。本事業の入札公告の実施についてでございます。去る6月18日木曜日に、市の公式ホームページにて入札公告及び資料を公表いたしました。今後のスケジュールとしては変更はございませんが、主な点だけ改めてお話しいたしますが、6月末から7月初旬にかけて質問の受付、7月中旬から下旬にかけてその回答を公表、8月中旬に入札参加資格審査書類の審査結果通知となり、その後は参加資格審査通過業者と現地見学会などを行い、12月上旬が事業提案書の受付期限となります。令和9年2月上旬に業者選定委員会において落札者を選定し、2月中旬に落札者決定、仮契約を経て、3月に本会議にて事業契約の締結について提案する予定で進めてまいります。

次に、2点目になります。生活環境影響調査報告書(案)縦覧及び意見書についてでございます。こちら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは施設の設置によって周辺地域の生活に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならないとあり、市の条例でその書類を縦覧し、施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境保全上の見地から意見書を提出する機会を付与するものとしております。この生活環境衛生調査は、新施設を設置した場合の環境リスクを事前に調査し、必要に応じて環境保全のための対策を検討することを目的とし、実施するものであります。廃棄物処理法に基づき、稼働に伴う大気質、騒音、振動、悪臭が周辺環境にどのような影響を与えるかを科学的な手法で事前に予測し、適切な防護対策を講じるための不可欠なプロセスとなっております。このたび、この調査報告書(案)の縦覧を7月1日から31日までの間、市役所生活環境課及びエコプラント魚沼において行います。また、7月1日から8月14日までを意見書の提出期間としております。本件につきましては、6月25日号のお知らせ版に掲載する予定となっております。

最後に、3点目です。都市計画ごみ処理場の変更に係る説明会の実施についてでございます。新ごみ処理施設の整備に当たり、現在指定されている都市計画ごみ処理場の配置の一部変更が必要となることから、新潟県策定の都市計画決定事務の手引きに沿って事務を進めており、その案について隣接自治体や関係機関との協議を経て令和8年7月16日木曜日に住民説明会を都市整備課主管で開催することを予定しております。この都市計画については産業経済部都市整備課が担当となっておりますので、そちらが主管でこちらを開催するものとなっております。本件につきましても、6月25日号のお知らせ版で掲載予定でございます。以上3点、御報告をいたしました。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

渡辺委員 今ほど調査の結果を縦覧するというか、スケジュールが示されましたけれども、一番気にしていらっしゃるのは地域住民というか一番近い皆さんだと思います。中島区に対しての説明というのは、ホームページや市役所のほかには行わないのでしょうか。

戸田市民福祉部長 すみません、申し忘れておりましたが、7月23日に関係4地区、中島・下倉・四日町・羽根川4、この4地区の方々に対して地元説明会を予定しております。そ

これらの案内については、明日回覧で各地区にお知らせする予定としております。

古田島委員 前回の委員会で出たかもしれないんですけども、所用で欠席したもので、重複していたら御容赦願います。4月9日の運営事業に代わる実施方針に関する質問で回答の中に、貴社の御理解のとおりですという記載があるんですけども、何社ぐらいからそういう質問があったんでしょうか。

志田新ごみ処理施設整備室長 合計で5社からとなっています。

星委員長 ほかにありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし)そのように決定いたしました。

(2) 学校給食調理業務等の民間委託について

星委員長 次に、(2) 学校給食調理業務等の民間委託についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長 それでは、令和8年6月15日、第2回議会定例会初日の市長行政報告において、学校給食調理業務委託に係る優先交渉権者の決定について御報告いたしましたけれども、改めて御報告いたします。資料はございません。

令和8年5月26日に実施した公募型プロポーザル方式によるプレゼンテーション審査において、神奈川県横浜市に本社を置くハーベストネクスト株式会社が優先交渉権者として決定しております。優先交渉権者となったハーベストネクスト株式会社は、令和8年4月1日現在、全国380施設の給食調理場において調理業務等を受託している会社であります。今後は7月上旬、これは7月16日を予定しておりますけれども契約を締結し、7月下旬に正職員、調理師向け会社説明会及び会計年度任用職員向け会社説明会をそれぞれ行い、その後転籍を希望される者を対象とした個別面談を行う予定としております。また、来年4月からの業務移行に支障を来さないよう、優先交渉権者と栄養教諭、正規職員、調理師等のヒアリング、現状確認、引継ぎ等を行い、調理時間帯での見学、施設設備備品消耗品等の確認を進めていくこととしております。

なお、受託に当たり、ハーベストネクスト株式会社は市内に営業所を開設する予定となっております。説明は以上であります。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

古田島委員 1点お聞かせください。ハーベストネクスト株式会社さんの新潟県内の実績はいかがでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 県内では本市が初であります。

磯部委員 やはりいろいろな保護者の方から、給食の内容であつたり、地産地消の割合が減ったりするんじゃないかという懸念があつたかと思うんですけども、そこについてもう一度答弁をいただいてよろしいでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 給食を民間委託することについては、特に保護者向けの説明会等はこの間行っておらず、書面というかお知らせをしたのみであります。それについては献立の作成であるとか、食材の調達はこれまでどおり市といいますか、教育委員会が責任を持って行うという説明をしてきているとおり、そこについての質問等については全くないとは言いませんけれども少ない。それについては、今ほどお答えしたような内容で回答

しているところであります。

磯部委員 ありがとうございます。そして、今ちょっと御説明で思ったんですけれども、民間委託に当たって調理に用いる備品や消耗品等は従来入札になっていると認識しておるんですが、そこに対する民間委託の影響です。備品も含めて委託業者をお願いするのか、それとも入札に市外業者が入ってくるのか、そういったところに関して教えていただいてよろしいでしょうか。

大羽賀学校教育課長 5万円以上の備品を市、5万円未満を消耗品として受託事業者のほうからお願いをしております。

大平委員 会計年度任用職員向けと正職員向けで説明会をやるとおっしゃいましたけれども、かなり人数はいると思いますが一堂に介してそれぞれ1回ずつという意味なのか。それとも、複数回に分けてやるのか、そこら辺はどうでしょうか。

大羽賀学校教育課長 正職員の調理師向けに関しましては1回、会計年度任用職員に向けては同日なんですけれども午前、午後と2回予定しております。

大平委員 民間委託で行われるに際して、従事者の方も結構不安なこともあると思います。これまで説明をしてきたという話ですけれども、丁寧に対応する必要があると思います。個別面談が後日行われますけれども、個別面談というのは困ったことや心配な面を相談したり、具体的に話をする場だと思えますけれども、私はもう一段丁寧にする必要があるなというふうに感じています。そこでも不安が払拭できない部分については、例えばどこかに相談をしたり、話をまたもう一回聞きたいというぐらい丁寧な対応が必要ではないかなと思いますが、そこら辺についての対応はいかがでしょうか。

大羽賀学校教育課長 もちろん、今お願いをしている会計年度任用職員の方からは全て転籍のほうをお願いしたいと思っておりますので、要望に応じて受託事業者と検討しながら、また説明はさせていただきたいと考えております。

大平委員 業務委託の内容を見てみますと、集配車の扱いについては具体的には明記されていなかったかなど。要は、委託を受けた事業者が自らの責任においてそれを管理し、運営し、設置しみたいな話では書いてあったと思うんですが、現状の集配車をそのままということではない、そういう意味でしょうか。

大羽賀学校教育課長 集配車につきましては、委託事業者で用意いただくということでお願いをしております。

渡辺委員 それではまず、会計年度任用職員の調理なんですけど、保育所関連と小学校関連とあります。正職の場合は、調理師の免許を持っていらっしゃる方たちは保育園も学校も異動しながらだと思えますけれども、会計年度任用職員の場合はどのようになっていますか。

吉澤教育委員会事務局長 会計年度任用職員につきましても、別の学校、あるいは別の学校から保育園、あるいはその逆という異動はこれまでもありました。

渡辺委員 そうしますと、今現在保育園で調理をしていらっしゃる会計年度任用職員も対象にして説明会を行うという認識でよろしいですか。

大羽賀学校教育課長 子ども課でお願いをしている保育園向けの調理員に関しましても、今回の説明会の対象として連絡を差し上げます。

渡辺委員 正職員の場合には、委託業者のところで仕事をしないという認識でよろしいです

か。

吉澤教育委員会事務局長　そこは最終的には御本人の考え方ですので今お答えできませんけれども、やはり主体となって転籍を考えるのは会計年度任用職員の皆さんが多いだろうと考えております。

渡辺委員　正職の方が例えばそちらに行くということになれば、当然職員を退職してそちらに行くということになるかと思うんですけれども、その認識でよろしいですか。

吉澤教育委員会事務局長　調理師という職名でありますと、学校以外でいうと今保育園ということになりますので、その異動は当然市の人事異動ということになりますが、今度違う受託事業者のもとで働くということになれば、当然退職してそこに採用されるということになります。

渡辺委員　そうしますと、正職員に関しましては保育園で働くか、あるいはほかの一般の行政職に就くかという形になるかと思えます。会計年度任用職員は、保育園の調理員も含めてどうするかを決めていくということになるかと思えます。その場合、一番問題になってくるのがやはり待遇面でどうかということになるかと思えます。説明の際に、ハーベストネクストさんの待遇ですとか、そういったことについての説明も受託業者と一緒に説明していただけるものなんですか。

吉澤教育委員会事務局長　今回のプレゼンテーションで提案があった時点での説明としては、現在の処遇を下回らないようにしますということでありましたけれども、個々についてはやはり個別の面談のときに具体的に示されるものと思っています。全体としては、現在を下回ることはないと我々も思っております。

渡辺委員　そうしますと、まず最初の説明会ときには受託業者の方はいらっしゃらない、市からの説明だけということになりますか。

吉澤教育委員会事務局長　今回説明会を実施するということは市というか教育委員会ですけれども、そこには受託業者もいるということになるので、説明の内容によっては説明者が変わることも考えております。

渡辺委員　一番大事なところがやはり待遇面だと思います。そしてまた、たしか3年間の契約だと思います。そうしますと、退職してそちらに採用になったときの不安定さも、今も会計年度任用職員はある意味1年契約あるいは上限も決まっていらっしゃると思うので、その辺りはそう変わらないのかもしれませんが、そういったところについて不安もたくさんあるかと思えます。丁寧な聞き取りですとか希望ですとか、残りたいという方が多かったりすると厳しいところはあるんですけれども、そういった点について今からいろいろ考えられないかとは思いますが、今後もまたいろんな御意見とかいただけましたらこの委員会でもいいですので御報告いただきながら、一番心配していらっしゃるのはやはり会計年度任用職員だと思いますので、その辺りをきちんと丁寧に進めていただきたいと思っております。

大平委員　保護者向け説明会を行わないと言いましたが、前回も聞いたときにそうお答えになったと思いますけれども、私はやっぱりまだよく承知してない保護者の方もたくさんいるんじゃないかと思うし、私自身もちっと不安を一部聞いております。調理をされている方はもちろんですけれども、やっぱり形が変わるということは、内容は何も変わらないよという書面の説明だけでは私はよくないなと。言葉の説明できちんこうなりますとい

う話をどこかの機会で行っていく必要があるんじゃないかなと思いますが、そこについてはいかがですか。

吉澤教育委員会事務局長 直営から民間委託にすることそのものについては、既に堀之内中学校で実績があったことから、そのこと、そのものについては説明しなかったということであります。ただ、今後各学校ごとに、例えばそういうことについて不安があるので説明してくださいとかということがあれば考えたいと思いますが、直営から民間委託になること自体の説明会をしていなかったということについては御意見は今までもいただいていたことでもありますし、実際の調理された給食がどうなんだということについての御意見があれば、そこはそれぞれで対応したいと思っております。給食を民間委託することについての説明会は、改めて開催の予定はないということであります。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

ここでしばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11:06)

再 開 (11:14)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。

(3)小中学校再編方針（案）に係る保護者・地域向け説明会について

星委員長 次に、(3)小中学校再編方針（案）に係る保護者・地域向け説明会についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長 それでは、令和8年6月9日から行っております魚沼市立小中学校再編方針（案）保護者説明懇談会について、これまで終了している4会場で行われた開催状況について御報告いたします。

6月9日の宇賀地小学校区では参加者27人、ここは保護者以外の参加者も含めてということで27人ということであり、以降も同じであります。11日の堀之内小学校区では参加者13人、16日の伊米ヶ崎小学校区では参加者30人、18日の小出小学校区では参加者12人でありました。いずれの会場でも、説明を含め1時間半程度の懇談を行っております。これまで堀之内地域の2小学校区と小出地域の2小学校区で実施したところではありますが、やはりいずれも規模が小さい小学校区のほうが参加者数が多い状況で、少数校の児童が馴染めるのか、いじめはないのか、スクールバスの運行経路はどうなるのかといった意見、質問が出され、統合するにあたり保護者から不安な点や心配なことがあげられております。また、子どもたちの意見を聞いてほしいとの御意見もありましたけれども、発達段階の途上である子どもたちに統合自体を問うような聞き方は難しいと回答しております。いただいたいずれの意見につきましても大事な検討材料として大切にお預かりし、今後の統合検討委員会、また統合準備委員会で検討を重ね、皆さんと進めていきたいということを伝えております。

今後は、本日、須原小学校区の懇談説明会、それから7月に入りまして広神東小学校区、湯之谷小学校区、広神西小学校区の順に説明懇談会を開催する予定としておりますし、8月8日までに中学校保護者地域向け説明懇談会を、これは各中学校区ごとに5会場で開催する予定となっております。説明は以上であります。

星委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員　今ほどの参加人数は全体の数だったんですけれども、保護者だけの集計というのはとっていますか。

吉澤教育委員会事務局長　では、保護者だけの数字で申し上げます。宇賀地小学校区が21人、堀之内小学校区は8人、伊米ヶ崎小学校区は27人、小出小学校区は7人であります。

星委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし)そのように決定いたしました。

お諮りします。日程第4の市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて及び日程第5、閉会中の所管事務等の調査については委員会内部での協議事項となりますので、日程を一部変更して日程第6、その他を先に行いたいと思います。御異議ございませんか。(異議なし)では、そのように決定しました。

(6) その他

①クマ対策事業について

星委員長　それでは、日程第6、その他を議題といたします。①クマ対策事業についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部長　それでは、今年度の熊対策事業につきまして、生活環境課長から説明いたします。資料はナンバー210になります。

関生活環境課長　それでは、私から熊対策事業につきまして御報告をいたします。今年度は、熊対策事業のうち、不要果樹等伐採事業ということで実施をしております。その進捗状況につきまして御報告を申し上げます。前回の委員会でも簡単に概略を説明したところでありますが、資料ナンバー210に基づきまして説明をいたします。

まず、この事業の背景でありますけれども、集落内や民家周辺に放置された柿・栗・くるみなどの果樹が熊を引き寄せる餌場となっていることを踏まえまして、秋口前の8月の伐採開始を目指しまして現在は現地調査を実施中であり、伐採箇所の選定を行っているところでございます。

事業の概要でありますけれども、大きく2つの事業で構成されておまして、1点目が小出中学校裏の不要果樹等伐採事業であります。昨年、小出中学校の裏では熊の目撃が相次いだわけでありまして、小出中学校裏の河岸段丘に広がるくるみ林を対象にいたしまして、熊の誘引の要因となります果樹の除去を行うものでございます。

2点目ですが、自治会要望による不要果樹等伐採事業であります。これにつきましては、各自治会からの御要望をいただいた集落内や民家周辺に放置されている柿・栗・くるみなどの果樹のうち、管理が困難で今後も利用する予定がないものを対象に、選定基準に基づきまして、順次伐採を実施するものであります。

進捗状況であります。資料を御覧いただきたいと思いますが、小出中学校裏の伐採事業です。着色している箇所が対象エリアになっています。面積としてはおよそ2万3,000平米、伐採予定本数はくるみの木が約30本、地権者は23名でございます。現在、各地権者の皆様に対しまして同意取得の手続きを進めておりまして、8月中の伐採完了を目指して取り組んでいるところであります。なお、対象箇所の一部につきましては、次年度以降に実施を予定している箇所もございます。

続いて、自治会要望による不要果樹等の伐採事業です。これについての資料はございません。この事業の申込み受付につきましては、5月29日で終了しております。全体的には16自治会から御要望をいただきまして、希望本数は約40本となっております。6月から7月にかけて現地確認を行って、7月中に伐採箇所を決定、おおむね8月以降に順次伐採をしていくということで準備を進めてまいります。

今後の取組でございますけれども、引き続き生活環境課を中心といたしまして、農政課・防災安全課などの関係課とも連携しながら、警察・消防・鳥獣被害対策実施隊とも協力しながら、市民の皆様の安全・安心の確保に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上が、熊対策事業の不要果樹等伐採事業の進捗状況についての御報告であります。よろしく願いいたします。

星委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

古田島委員　今年度の熊対策不要樹木等伐採事業、予算が200万円だと思うんですけれども、先ほど各自治会で16自治会ということですが、予算内なのか、予算が足りなかったのか、お聞かせください。

関生活環境課長　自治会からの要望箇所につきましては現在現地調査中で、予算も限られておりますので、優先順位をつけながら伐採をする予定であります。なるべく伐採できるような形で取り組んでいきたいと思いますが、予算の額を超える場合は来年以降に繰り越すというようなことも考えております。

大平委員　小出中学校の伐採エリアなんですけれども、伐採するということはすなわち処理も含めてということなのか、それとも処理は別という意味なのか、そこら辺についてもう一回説明をいただいていいですか。

関生活環境課長　処理につきましては、伐採をして細かく刻んでその場に置くと、そこまでを予定しております。その後の処理につきましては、これからもお知らせはしていく予定にしておりますけれども、切った木材を希望する方に配付したいと考えております。

大平委員　私は現地の状況が詳しく分からないんですけれども、くるみ30本、不要果樹の部分はそれだけなのか。それとも、ほかにまだエリアの中にあるのか。それで完了なのか。そこについてもう一回お願いします。

関生活環境課長　今年度に予定している数がある程度ありますけれども、一部の場所で傾斜がきつく手がつけられないという箇所が若干ございます。あと、電線が入り組んでいてそこも今年はちょっと難しいかなという箇所がありまして、今年度取り組みたいところが30本ということになります。

大平委員　広いエリアなんですけれども、これは全体のどのぐらいなのか。今おっしゃったのは本当に一部なんですか。

関生活環境課長　この着色しているところが全体のエリアになりますけれども、一部伐採が

できないところが北側の沢地になっているところがあります。そこがちょっと急傾斜になっておりまして、なかなか伐採が難しく、雪足場などで伐採ができないか検討中ということで、今は手がつけれないという状況でございます。

そして、電線が込み合っているところが中学校の武道館側になりますけれども、ここについては予算を要するというようなことでありまして、今年度はちょっと手をつけられないと考えている状況でございます。

大平委員　　ここの処理はそのまま刻んで置いておくという形でございますが、地権者の方はもちろん御理解いただいているということだと思うんですけども、大分年数がたっているのではないかなと思われま。これを楽しみというか、収穫というか、そういう部分で地域の住民の方や地権者も含めて御理解いただいているということよろしいですか。

関生活環境課長　　くるみの収穫を楽しみにしているという御意見もあろうかと思いますが、まずは熊による人身被害、安全、安心というようなところをまず最優先ということで考えておりまして、地権者の皆様から同意をいただきながら、地域の皆様からも賛同を得ていると考えております。

大平委員　　処理なんですけど、そのまま刻んで集積した形で置いておくのか。それとも、エリアが広いので切り倒して刻んでそのままという、そういう状態になるのか。処理の状態はどのようにになりますか。

関生活環境課長　　切り刻んで集積はせずにそのままそこに置くというような処理になります。

渡辺委員　　地権者の方、23人だったでしょうか。伐採をして、その後それで済むということではなくて、やはりそういったところをきちんと手入れなりをしていかないと今後もまたいろんなことで不都合が起きてくるのではないかなと思っております。この23人の方たち、市内の方だったり、市外の方だったり、あるいは高齢だったりというようなことで、今後この自分たちの土地をきちんと管理していけるものなののでしょうか。

関生活環境課長　　今後の管理というところでありますが、時間がたてばまた生えてくるものと思っております。現時点ではその後の管理がどうなるかというところは私も分からないところであります。

渡辺委員　　今回、市の予算で全て対策するんだと思いますが、やはり自分の土地ですので、市からも管理についての意見というか、相談ですとか、そういったことというのは今後全くされないということでしょうか。

関生活環境課長　　不要果樹の管理につきましては今回が初めてではなく、以前から実を採ってくださいですとか、伐採のお願いをしてきた経過があります。当然、今回の小出中学校裏のエリアについて、不要果樹についての管理といいますか、そのようなお願いはしていきたいと考えております。

星委員長　　ほかにありませんか。(なし) なければ、質疑を終結します。本件については引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

②その他

・国民健康保険税の納税通知書について

・魚沼市第7期障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定について

- ・ 魚沼市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定について
- ・ 物価高騰に伴う低所得世帯等への支援について

星委員長 ②その他について、執行部から報告事項等はありませんか。

戸田市民福祉部長 それでは、この6月議会の初日に御報告いたしました国民健康保険税の納税通知書の記載誤りについて、その後の経過も含め、改めて御報告いたします。

誤りの内容としましては、繰り返しになりますが令和8年度分の国民健康保険税の納税通知書の表紙の部分に1年間の保険税の合計金額が記載される箇所がございますが、その合計額に今年度から始まりました子ども・子育て支援納付金の額が合算されていなかったものでございます。通知の2ページ以降ですとか、同封の納付書、それから口座振替のデータには、この子ども・子育て支援納付金も正しく算定されデータが反映されていたのですが、この表紙の部分にのみデータが反映されていなかったものでございます。

経過ですが、令和8年、今年度の5月下旬にシステム会社から確認用のデータが市民課へ届きましたが、その際に担当職員が明細ですとか納付書等はチェックをしていたものの、この表紙の合計額の違いには気がつかず、そのまま印刷に入り発送してしまったものでございます。令和8年6月12日の金曜日になりますが、一斉発送をしない個別対応の方、例えば印刷されてきてから世帯の状況に変更があった方などについて、抜き取って個別対応している方が何件かいらっしゃるんですが、その方々の納付通知書の発送準備を職員がしていた際にこの誤りに気がついたものでございます。原因は、システム会社のプログラム設定ミスと当方の確認不足によるものでございます。その後、6月18日にお詫びの文書とともに正しい合計額の入った通知書をお送りいたしました。税金の通知にこのようなミスが生じてしまったことについて、重く受け止め再発防止に努めてまいります。

なお、本件に係る再通知の費用負担については、現在業者と交渉中であります。当方としては、業者に負担をとということで今交渉しておりますが、場合によっては当方で補正計上させていただく部分が出てくる可能性もないわけではないということを、すみません、今この場でお話をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

星委員長 ほかにありませんか。

茂野市民福祉部副部長 それでは、3点について御報告、御説明いたします。

まず初めに、魚沼市第7期障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定についてでございます。資料はファイルナンバー220となります。この内容につきましては、昨年11月21日の福祉文教委員会にてこの資料をもとに御説明いたしましたが、改めてスケジュール等を中心に資料にて説明いたします。(資料「魚沼市障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定について」により説明)

今後、素案等がまとまった段階で、事務局との調整の上本委員会に報告等をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして2点目でございますが、魚沼市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定についてでございます。資料はファイルナンバー230となります。こちらの内容につきましても、障がい者計画同様に昨年11月の福祉文教委員会にてこの資料をもとに御説明いたしましたが、こちらでも改めてスケジュール等を中心に御説明いたします。(資料「魚沼市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定について」により説明)

こちら、今後素案等がまとまった段階で本委員会に報告等をさせていただきたいと思
います。併せまして、この計画に関係する国の介護保険法改正、介護保険料に伴う内容に
関しまして、来年の第1回定例会におきまして関係条例の改正を予定させていただきます
ので、こちら併せて今後よろしく願いいたします。

最後に3点目ではありますが、こちらは資料はございません。口頭による御報告となりま
すが、今月上旬の国の補正予算の成立を踏まえまして重点支援地方交付金によりまして、
今回低所得者世帯等を対象とする物価高騰対策支援給付金事業の実施のため、それらに係
る関係予算につきまして第2回定例会最終日に補正予算を提案させていただく予定として
おりますので、よろしく願いいたします。

以上3点につきまして報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

星委員長 では、ここで質疑を受け付けます。質疑はありますか。

渡辺委員 今ほどの障がい者計画と、それから高齢者福祉計画、介護保険事業計画ですけれ
ども、住民意向調査がもう終わっているということですが、結果の報告等はもう来ていま
すでしょうか。

茂野市民福祉部副部長 今、それぞれ集約作業中というところもございますけれども、おお
むねのところはまとまったというところがございます。

渡辺委員 今ほどの説明ですと素案ができ上がった段階でまた説明しますというお話でした
けれども、やはり素案になる前の骨子というんでしょうか、そういったところの段階であ
る程度この委員会の中でお示しいただくことは可能ではないかと思うんですけれども、そ
の辺りはいかがでしょうか。

茂野市民福祉部副部長 先ほども申し上げましたけれども、これからまた国等から指針が示
されるというところもございます。まず、それらを踏まえまして、また委員会等のタイミ
ングも事務局と相談をさせていただきながら検討をしてみたいと考えております。

渡辺委員 高齢者の計画もそうですが、障がい者の計画ですと障がい者中心というよりはや
はり介護されている方々のニーズをどこまで吸い上げて計画の中に落とされるかという
ところを結構心配しています。そういった辺りの例えば親亡き後ですとか、それから障がい
児ですと介護していらっしゃる保護者の方々の就労支援ですとか、そういったところだ
とかの辺りはどの程度まで調査あるいは話を聞いていらっしゃいますか。

茂野市民福祉部副部長 障がいの関係でございますけれども、主な介助者についてというよ
うな調査項目もございます。やはり介助者の高齢化という問題も浮かび上がっていると
ころでございます。また、災害時等に1人での避難が心配だとか、そのような声について
はアンケート調査を通じて上がってきたものについては今後の策定に反映させていき
たいと考えております。

渡辺委員 障がい児の保護者の方々からの事情というか、現状調査というのはどうなってい
ますか。

茂野市民福祉部副部長 アンケートの中にもございますし、また策定委員会のメンバーの構
成員の中に家族会とか、民生委員とか相談支援員ですとか、障がい者の方と接する機会が
多い方も含めまして委員の構成の中に入っておりますので、そういうところから
意見をお聞きしていきたいと考えております。

渡辺委員 特に小さいお子さん等をお持ちの方、そしてまたこれから社会に障がいを持って

出ていかなければいけないようなお子さんを持っていらっしゃる保護者の方、とてもいろんな意味で不安を抱えていらっしゃると思います。その辺りの集約がどこでされているのか、ちょっと分かりません。親の会ですとかあると言いましたけれども、現実にはなかなかそこに参加されていない親御さんはいっぱいいらっしゃるんじゃないかと思っています。そういった方たちの声をどこかで吸い上げる機会をぜひ設けていただきたいと思いますと思うんですけれど、いかがでしょう。

茂野市民福祉部副部長　この後の作業になるんですけども、家族会の方ですとか、また障がいサービスを実際に行っている方、それぞれごとに訪問をさせていただいて意見をお聞きする場というところは予定させていただいておりますので、そういった機会を生かしまして意見の反映につなげていきたいと考えております。

渡辺委員　ぜひ保護者の方々から直接お声を伺う機会を設けていただきたいと思います。施設の方とお話をしていたとしても、施設の方は当事者ではないというところもあったりします。介助者であったりとか、その支援の立場の方です。本当に保護者の方々と直接意見を聞く、聞く機会を設けていただけたらと思いますが、いかがでしょう。

茂野市民福祉部副部長　既に実施したアンケートの対象者としまして、それぞれ手帳をお持ちの方、またサービスを利用されている方等々を対象とさせていただいています。その中で貴重な御意見をいただいておりますので、まずはそのアンケートの意見をもとに作業を進めてまいりたいと考えております。

渡辺委員　でしたら、そういったそのアンケートの集約が終わった段階で、ぜひまた委員会にもお知らせしていただきながら、私たち議員のもとに届いている声とそごがないかという言い方は変ですけども、お互いに漏れているようなところがないかお話をさせていただく機会を設けていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

茂野市民福祉部副部長　その点については、また事務局と相談をさせていただきながら進めてまいりたい、検討してまいりたいと考えております。

星委員長　ほかにありませんか。(なし)

- ・ 広神東小学校運動会における駐車車両損傷と今後の対応について
- ・ 伊米ヶ崎公民館の運営について

星委員長　そうしましたら、執行部からほかにありませんか。

吉澤教育委員会事務局長　それでは、教育委員会事務局から2点お願いいたします。いずれも口頭で、資料はございません。

1点目、令和8年5月30日に広神東小学校において駐車場に駐車中の車に桜の枝が落下し、天井部分を損傷したという事故について御報告いたします。当日は運動会があり多数の来校者が見込まれるため、当該車両の所有者は広神東小学校に勤務する職員であります。駐車場を空けるために普段の駐車場ではない校舎裏敷地内に自家用車を駐車していたところ、木の枝が折れて自家用車の上に落下し車両天井部分を破損したというものであります。なお、この件に関する人的な被害はありません。また、この場所はこれまでも学校行事等の際に駐車スペースとして利用している場所でしたが、今回枝が落下することを予見できていなかったものであります。学校敷地内の木の管理に起因する事故でありますの

で、施設賠償責任が発生する案件であることから、全国町村会総合賠償補償保険において対応中であります。損害見込額は概算で20万円程度でありまして、今後修理が完了し額が確定することとなりますが、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項における1件の金額が50万円以下の法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることに該当することから、市長の専決処分とし、次の議会で確定額をもって報告する予定としております。今後は、施設管理と安全対策を再確認し、事故の防止に努めてまいりたいと思います。

2点目であります。今議会におきまして、去る6月17日の関武雄議員の一般質問で指摘のありました伊米ヶ崎公民館の館長が現在不在となっている案件について、改めて御説明をいたします。伊米ヶ崎公民館は、魚沼市公民館条例第2条の2に定める地区公民館でありまして、市内に7つある地区公民館の一つという位置づけであります。また、同じく4条に、中央公民館及び地区公民館に館長及び主事、その他必要な職員を置くと定められているところです。本市では、市民サービスコーナーを併設している公民館には施設長級の正規職員を配置しているところですが、伊米ヶ崎公民館につきましては地域の社会教育に理解がある適任者を選任し、会計年度任用職員として任用してきたところでありまして、しかしながら、昨年度末をもって前公民館館長が退任され、その後、後任の選任を進めてきたところですが、いまだ決定に至っていないという状況であります。また、公民館主事は館長の命を受け公民館事業の実施に当たると社会教育法に定めがありますので、館長が不在の間は公民館事業が実施できないということになってしまいます。このため、公民館長の選任を急いでいるところではありますが、施設としての伊米ヶ崎公民館につきましては、現在サークルや団体等の利用予約がある場合には開けて、予約がない日、時間は閉めて施設しているという状況です。この事情については区長会等への説明と施設玄関への掲示でお知らせをしてきたところでありまして、選任にこれほど時間がかかるということをお知らせをしてくださったところでありまして、地元の皆さんに御心配と御迷惑をおかけしてしまいました。まずは公民館長の選任を急ぐとともに、公民館事業の実施とは別に施設管理として公民館主事を配置することといたしております。これは7月からと予定しておりましたが、明日から調整がつきそうであるということでありまして、以上、経過報告とし、またこの状況を是正するために今後も努力してまいります。以上であります。

星委員長　　ここで質疑を受け付けます。質疑はありますか。(なし) 質疑なしといたします。

それでは、委員の皆さんからほかに御意見、協議事項等はありませんか。

渡辺委員　　福祉関係でちょっと、分かる範囲でいいんですけども、聞かせていただけたらと思います。ひろかみ工芸とわかあゆ社の件につきまして聞かせてください。

この4月から3年間の指定管理、どちらもそうだったと思うんですけども、今現在どちらもほかの場所を探しているという状況ではないかなと思っております。その辺り、もし分かっていることがありましたら教えていただけたらと思います。

茂野市民福祉部副部長　　まず、両施設の指定管理期間でございますけれども、今年度からの2か年というところでございます。また、それぞれの施設の指定管理者側の動きでございますけれども、まずひろかみ工芸につきましては指定管理終了後、令和10年度となろうかと思っておりますけれども、ひろかみ工芸の指定管理も終わりました別施設のサービスができるように調整をしていると聞いているところでございます。

また、わかあゆ社につきましても同様に、現段階においては指定管理期間2年というところですので、令和10年度以降また別の場所になるのか、新しい場所で探していただくのか、事業者側で今検討中の状況になっているところでございます。

渡辺委員 両方の事業者に市も関わりながら、今後の場所ですとか意向ですとか聞いていらっしゃると思うんですけども、今のところはまだ報告できるようなことがないということだと思いますが、定期的に両事業者と話し合いをするなり、経過報告を受けるなりというような会というのはきちんと持たれているのでしょうか。

茂野市民福祉部副部長 春先に各施設長ともお話をさせていただきましたし、この後担当で指定管理施設のモニタリング実施のほか、私も来月以降になろうかと思いますけれども、事業者の訪問をさせていただくというふうに考えておるところでございます。

渡辺委員 両事業者とも、魚沼市にとって障がいのある方々の居場所、そしてまた就労の場所として大切なところですよ。市の建物がなくなるからといって、それを全部丸投げしていいわけではないと思っておりますので、しっかりと丁寧に今後の行き先ですとか、そういったことを進めていただきたいと思います。以上です。

戸田市民福祉部長 すみません、1点だけ補足ですが、ひろかみ工芸さんの部分につきまして、段ボールなどの組立を主に作業としてやっているんですが、その部分をやっていた方たちにつきましては発注元の業者が自分たちの会社の中に事業所外就労ということで受け入れる場所をつくってくださり、その組立部門の人たちは昨年度の途中からそちらのほうに行って作業を進めているということで、ひろかみ工芸さんのその部分については今後もそこで作業をしていくというお話です。

それから、食品部門の方たちについては茂野副部長が申し上げたように同じ法人の中でも別の就労支援事業所がありますので、そちらへの移行を考えていると伺っております。

渡辺委員 そうしますと、ひろかみ工芸さんの場合は福祉事業所のサテライト的な形で、そこに作業場を設けて作業していただくような形が今もう既に始まっていると受け止めていいですか。

戸田市民福祉部長 事業所外就労という制度がございまして、サテライトというイメージで捉えてもよろしいのかなと思うんですが、その中でやることによっても福祉のサービスとして認められるというようなことで展開をされております。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) ないようでしたら、ここで執行部は退席とさせていただきます。

〔執行部 退席〕

(4) 所管事務調査

(4) 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

星委員長 日程第4、(4) 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについてを議題といたします。5月1日に開催された令和8年度第1回市民の声を聞く会の意見交換会の中で出された意見・要望事項を、広報広聴特別委員会でまとめたものが資料のとおりとなります。この取扱いについて、所管委員会で協議するよう依頼を受けました。福祉文教委員

会所管のものは赤い線で囲った部分となります。前もって正副委員長で取扱い案を入れてあります。これらについて協議いたします。

これよりしばらくの間、休憩といたします。忌憚のない意見をお願いします。

休 憩（11：57）

（休憩中、意見交換）

再 開（11：57）

星委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについては皆さんから協議いただき、4番、除雪の補助基準についてB、5番、人権問題、人権教育の予算の要望についてB、社会人のパワハラや虐待などの理解についてB、6番、中学校の通学についてBといたします。これで御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。本件については以上といたします。

（５）閉会中の所管事務等の調査について

星委員長 日程第5、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

最後に、私から委員の皆様に2点お願いします。前回の委員会の際に協議いただいた次回の福祉文教委員会、8月4日の現地視察の件です。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（11：58）

（休憩中、意見交換）

再 開（12：01）

星委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

では、次回福祉文教委員会の現地視察については1日で4か所、午前中、小出中学校調理場、小出学校給食センター、午後に堀之内小学校調理場、湯之谷学校給食センター、4か所を視察することとします。詳細な日程は調整後に連絡させていただきます。

2点目、3常任委員会行政視察についてです。7月22日から24日の視察について、スマートディスカッションの福祉文教委員会のフォルダに行政視察の行程表、視察先への質問事項、委員派遣への資料等が掲載されていますので御確認をお願いします。本視察に係る宿泊費、夕食費は個人負担、議員互助会から一旦支出させていただきたいと思います。宿泊費を含む旅費は8月の費用弁償等支給時にお支払いしたいと思います。全員での視察になりますので、皆様の御協力をお願いいたします。私からは以上です。

皆様から行政視察について、何か質疑がありますか。

磯部委員　　那須まちづくり広場の行程が新しく入っているかと思うんですけども、ここについて質問等は出す必要はございませんでしょうか。

星委員長　　ほかの委員会はどうなっていますか。

閨間議事調整係長　　時間があまりないので、どういう形になるのかちょっと確認をさせていただきます。

坂大議会事務局長　　案内されて説明を受けて、視察終了時間になるのではないかと思います。もし質問が必要であれば、また改めて依頼します。

星委員長　　ほかによろしいでしょうか。(なし)では、以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日の会議録の作成については委員長に一任願います。本日の福祉文教委員会はこれにて閉会とします。

閉　　会（12：03）

福祉文教委員会

委員長　星　直樹